

自衛隊の変質を止めよう

はじめに

昨年7月1日閣議決定、10月8日の「ガイドライン見直し中間報告」、今年3月20日に自民・公明両党で合意された「安全保障法整備の具体的な方向性について」、この流れで日米両政府は、4月27日にもガイドライン（日米軍事協力の指針）再改訂を発表し、安倍政権はこれを持って連休中にオバマ大統領に会い、「日米同盟のグローバル化宣言」をワシントンでやるつもりです。

すでに、カーター国防長官も、米第7艦隊司令官ロバート・トーマスも「自衛隊と世界中どこでも共同できる」と大歓迎の発言をしています。

オバマ政権が、いま武力行使をしている国々は、アフガニスタン、パキスタン、イラク、シリア、イエメン。安倍首相は、この「対テロ戦争」に日本を参戦させるつもりか。5月の国会で始まる安保法制の大改悪は、事実上の9条改憲に等しい。日米ガイドライン再改訂に反対し、安保法制の国会上程阻止に向けて声を上げていきましょう。ここでは自衛隊に関するいくつかについて記してみます。

ヘリ空母「いずも」の配備

3月25日、ヘリ空母「いずも」が横須賀基地に配備されました。全長248mという甲板の作りから、初めからオスプレイ対応ができるようになっていると判断できます。乗員470人のほかに、約450人が長期宿泊でき、長距離の派兵能力を持ち、改修すればF35ステルス戦闘機の運用も可能と言われています。そうなれば単なるヘリ空母から攻撃型空母へとエスカレートしてしまいます。さらに、同型艦を建造中であり、来年度末には配備を予定しています。これらは、自衛隊法を中心に安保法制の軍事的



護衛艦「いずも」
横須賀に配備された

象徴といっても過言ではありません。

専守防衛をはるかに超えた能力をもつヘリ空母を海上自衛隊は、来年の今頃2隻所有することになります。

バベルマンデブ海峡と自衛隊

いま、ヨーロッパやアメリカの関心は、ホルムズ海峡やイエメンとジブチに挟まれた海峡に集中しています。これらは紅海とアラビア海を結ぶ海峡であり、イエメン情勢によっては航行の自由が失われ、スエズ運河が使えなくなってしまいます。アメリカ軍は、イエメン沖の防衛は米国の「核心的国益」とみなしています。

海賊対処法で派兵されている海上自衛隊の基地は



ジブチにあり、このバベルマンデブ海峡から100kmの地点にあります。護衛艦2隻、P3C哨戒機2機、基地警護の陸上自衛隊70人が常駐し、既に今年で6年目になります。各国との活動調整は、バーレーンにある米

海軍第5艦隊司令部で行われ、海賊対処に名を借りた米軍主導の作戦に参戦しているということになります。基地への物資輸送は、小牧基地のC130輸送機が使用され、ジブチの基地をめぐる海上自衛隊が主力で、空自と陸自がそれに協力している3軍統合の任務と言えます。対テロ作戦を同時に行っている米軍への支援を海賊対処行動としてやっている状態は、安保法制改悪後の先取りと言えます。

しかも、海賊船対策に「任務遂行のための武器使用」が認められていることは、海外での武力行使の第1号になる危険性を持っています。

イランに支援されているシーア派武装勢力カフーン派がサウジなどの空爆に耐え、イエメン全域を支配するならば、シーレーンの安全確保を理由とする日米共同作戦が再改定されるガイドラインのもとで、武力行使が実行される可能性が否定できません。ソマリアとイエメンに挟まれるアデン湾の不安定化、イエメンとジブチに挟まれるバベルマンデブ海峡の不安定化、海上自衛隊のジブチ基地は、撤退しない限りその不安定と向き合い続けざるを得ません。

自衛隊、内戦下のPKO

南スーダン、大統領派と副大統領派との事実上の内戦状態にあります。PKO5原則に従えば、とくに自衛隊は撤退せねばなりません。これまでは、地元民保護などを理由にした武力行使が認められるPKOですが、憲法9条を踏まえた運動側からの批判もあって防衛省は「自衛隊は正当防衛以外には武力行使ができない」とPKO本部に伝えてきました。

しかし、現在のPKO法が改悪されれば、攻撃を受けた他国の軍隊を自衛隊が救助する「駆けつけ警護」や、これまで自己防衛に限定をしていた武器使用基準も緩和し、任務遂行のための武器使用も可能となります。しかも、「状況によっては強制的な権限を行使」して治安維持活動に当たることになります。自衛隊に危険な任務を押し付けることになり、ここでも海外での武力行使の現実性に直面することになります。ジブチの海上自衛隊基地から首都ジュバまでの距離は1600km。小牧のC130輸送機は、ここでもジブチを中継基地としてジュバ空港まで物資を輸送しています。



PKO法が改悪されると、なんとか平和的な関係が維持されていたのが壊されてしまいます。約400人の施設隊を警護する別の部隊が必要になってきます。

半田滋さんは、「日本は戦争をするのか」(岩波新書)の中で、アフリカで活動できないアメリカの名代としての自衛隊、と述べています。名代のふりをして、自己の帝国主義的利害の獲得を目指していると付記しておきます。

金安 弘

小牧基地の航空祭でのブルーインパルス飛行について質問と要望

愛知県知事 大村秀章 様

日々、県政の尽力されていることに敬意を評します。私たちは、名古屋に事務所を置き平和や人権の問題に取り組む市民団体です。

来る、3月15日に行われる航空祭で、これまで地元住民の反対で開催されてこなかった、ブルーインパルスの飛行を強行すると発表されました。

この間、小牧基地に対し、地元住民と春日井市で構成する「春日井市飛行場対策市民協議会」が文書で反対の申し入れを行い、春日井市、小牧市、豊山町の周辺2市1町の首長が反対の申し入れを行っているにも関わらず、周辺自治体や住民の意向を無視しての強行に怒りを禁じえません。

私たちは、ブルーインパルス飛行を、小牧基地上空で行うことに対し、県営空港として民間機が飛行をしている中での実施は、民間機の飛行にも影響を及ぼし、重大事故につながりかねないこと。1992年のカンボジアPKO派遣以来、空の派兵拠点として機能を続ける小牧基地の存在を内外に強くアピールさせるものであることなどを理由に反対をしてきました。現に、過去には航空自衛隊浜松基地での墜落事故でパイロットや住民が死傷するという事故も起きています。何より、自衛隊の運用に関して「周辺自治体の意向を尊重する」との姿勢を表明してきました。今回の、ブルーインパルスの実施は、周辺自治体や住民の十分な十分な理解が得られない中での強行と言わざるを得ません。小牧基地の滑走路は県営名古屋空港の滑走路を借りて使用しています。県が管理運営の権限があるはずですが、周辺自治体や住民の意向を尊重するという事は言うまでもありませんが、県民の生命、財産を守るという自治体の使命からして、危険なブルーインパルス飛行の実施は、中止するよう意思表示をすべきと考えます。

以上ことを踏まえ、以下の質問にお答えいただくようお願いいたします。

- 1 実施の決定は、いつどのようなプロセスで行われましたか。
- 2 周辺自治体や住民の意向は確認されましたか。
- 3 県としては、ブルーインパルスの飛行計画をどのようにお考えですか。
- 4 県として、飛行の中止の要請をされましたか。
- 5 来年以降、どのように対応されますか。

2015年3月11日